

かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画（令和4年度～令和13年度） 事業評価シート（令和4年度）

達成度

【評価基準】

A：十分取り組めた（100%以上実施） B：ある程度取り組めた（70%以上100%未満実施） C：あまりできなかった（40%以上70%未満実施）  
D：できなかった（40%未満実施） E：事業未実施

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(1) 男性の育児・介護参画の支援	1	育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発	町民へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性、育児、介護休業制度に関する情報を提供し、取得に向けた啓発を行います。	・県の働き方改革推進企業の紹介や育休促進に関するチラシ等を広報・町史編さん課、産業建設課、子育て健康課の窓口に設置した。	C	・事業所における男女共同参画を推進するため、関係機関と連携し、制度に関する情報提供、普及啓発を促進する。	広報・町史編さん課(C) 産業建設課(C) 子育て健康課(C)
			2	男性の育児・介護参画の促進	従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の普及を図るとともに、男女共同参画を推進する関係団体と連携し、参画のための学習機会を提供します。	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で、男性保護者（主に父親）と子どもを対象とした料理教室を開催し、その中で男女共同参画に関する簡単な講話を実施し、意識啓発を行った。	A	・男性の育児・家事参画の機運醸成のため、関係団体（アイリスあさひ）と連携し、男性の保護者（主に父親）と子どもと一緒に調理実習及びワークショップを行う親子料理教室を実施する。また、内容の充実や休日に開催するなど参加しやすい環境づくりに努める。	広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実	3	多様な保育サービスの提供	あさひ園において、乳児保育、延長保育、障がい児保育等の多様な保育サービスを提供します。 近隣市町と広域で病児保育の体制拡充に努めます。	・早朝・延長保育を必要とする希望者全員が利用できるよう職員の人員確保を行った。 ・支援が必要な子に対して園生活における困り感を軽減させるために、一人ひとりに合わせたきめ細やかな保育を実施した。 ・医療的ケア児の受け入れ体制を構築した。 ・病児保育サービスのニーズが高くなったせいか、例年以上の病児保育利用者数であった。 ※病児保育の利用者数35名	A	・長時間保育の実施体制の整備 ・家庭的な乳児保育や医療ケアを含む障がい児保育、延長保育などを実施し、多様な保育サービスの提供を図る。 ・引き続きサービスを維持できるように関係機関と調整し、さらには利用者が活用しやすいようにPRを行っていきたい。	あさひ園(A) 子育て健康課(B)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名	
			4	子どもの居場所づくりの推進	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもたちの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室等の子どもたちの居場所づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブにおいては待機児童を出すことなく希望者が全て入所できた。</li> <li>※放課後児童クラブ利用者数189人</li> <li>・児童館についてもコロナ禍も落ち着き利用者も増加し、子どもたちの居場所づくりを提供できた。</li> <li>(児童館利用者数17,505人)</li> <li>・放課後子ども教室については令和4年度より再度小学1・2年生までを対象として開催した。参加者は前期21人(男:12人、女:9人)、後期21人(男:12人、女:9人)であった。児童の放課後の居場所づくりは安定的に行えた。</li> <li>・子どもの居場所づくり事業として「グラウンドゴルフ体験教室」(参加者7人)「竹バームクーヘンづくり」(参加者20人)を開催した。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育については待機児童を出すことなく利用できたため、共働き家庭の支えとなっていると評価できる。</li> <li>・参加児童については、男子の参加割合が多い傾向にあったことから男女ともに参加しやすい教室作りを検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育について、前年度から学童保育所を2か所施設を増やし、施設に余裕を持たしたため、来年度以降の受入体制も問題ないと考えられる。引き続き事業者と協力していきたい。</li> <li>・放課後子ども教室については小学3年生まで拡大して開催することを決定している。</li> <li>・子どもの居場所づくり事業についても「竹バームクーヘンづくり」は朝日町老人クラブ連合会白梅会の協力のもと開催が決定しており、世代間交流事業として開催する。その他新事業についても随時検討していく。</li> </ul>	子育て健康課(B) 生涯学習課(B)
			5	地域ぐるみの子育て環境整備の推進	家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策のため、利用者の人数制限を行い、子育て支援センター職員による育児相談やベビーマッサージなどの事業を実施した。</li> <li>・育児相談等へ母親だけでなく父親の参加も推進し、家庭での子育てをサポートした。</li> <li>・各子育て支援事業において、スタッフによる子育て相談の実施や子育て家庭の交流の場の提供を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターにおいて、育児で悩んでいることなどについて、随時対応し、心のケアに努めた。さらに、子育て家庭への交流の場を提供した。</li> <li>・育児相談や幼児健康診査等への母親だけでなく父親の参加もみられ、家庭での子育てを推進できた。</li> <li>・各子育て支援事業において、スタッフによる子育て相談の実施や子育て家庭の交流の場の提供を行い、いつでも身近なところで相談できる体制を整えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター事業に子育て家庭が活用できるよう、多様な事業展開を図る。</li> <li>・引き続き家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進する。</li> </ul>	あさひ園(A) 子育て健康課(A)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			6	ファミリー・サポート・センターへの委託事業	ファミリー・サポート・センターに関する制度の周知を図り会員拡大に努めるとともに、育児サポートを実施します。	・各関係機関と連携をとりながら、制度に関する情報提供、会員増の啓発を行った。 ※依頼会員：83名 援助会員：31名 両方会員：8名 利用実績：94件	B ・会員数や利用数も例年と同程度であった。	・会員数の拡大につながるPRを検討する。	子育て健康課
			7	福祉医療費助成	中学校修了前までの子どもに医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	・制度に関する情報提供の啓発を行いつつ、対象者への助成を行った。 ※件数：27,262件 実績額：57,955千円	B ・前年度より助成額が増加しているため経済的負担に貢献したと考えられる。	・現状のサービスを継続しつつ、県内の動向を注視していく。	子育て健康課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(3) 介護を支援する環境の整備	8	介護に関する理解促進	介護の負担が女性に偏らないように、家族相互の理解や参画が高まるよう啓発を行います。	・窓口や電話にて相談があった際に介護負担について聞き取りは行っているが、家族相互の理解や参画が高まるような啓発は行えていない。	C ・介護に関する相談者は現状女性だけでなく対象者の息子など男性からの相談者も増えてきており、女性への偏りはあまり感じられない。しかし、啓発活動については引き続き実施が必要であると考えられる。	・家族相互の理解や参画が高まるような啓発手法を検討し、実施していく。	保険福祉課
			9	介護者支援の充実	誰もが介護に携わることができるように、朝日町地域包括支援センター等と連携して介護に関する制度の周知や相談・支援体制を整備し、介護者支援の充実を図ります。	・地域包括支援センターと連携して介護に関する制度の周知を行うだけでなく、高齢者に関する総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を引き続き実施した。	B ・地域包括支援センターを中心に総合相談を受けることにより、要介護状態となる前の介護予防も含めて介護者支援を行っている。	・引き続き地域包括支援センターと連携し介護者支援の充実を図る。	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	（4）事業所などに対する啓発	10	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発	育児・介護休業の制度利用促進、労働時間短縮やフレックスタイム制等の多様な働き方の実施に向けて、朝明商工会等の関係機関と連携しながら、事業所などに普及啓発を促進します。	・県の働き方改革推進企業の紹介やテレワークの促進等に関するチラシを広報・町史編さん課、産業建設課の窓口に設置した。 ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての周知を行った。	・県の働き方改革推進企業の紹介やテレワークの促進等に関するチラシを広報・町史編さん課、産業建設課の窓口に設置し、普及啓発を行った。 ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解を深めることができた。	・朝明商工会等の関係機関と連携し、チラシの設置、ポスターの掲示を行い、情報提供および啓発を推進する。	広報・町史編さん課(B) 産業建設課(B)
			11	町における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発のため、町が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。	・安全衛生委員会を通じて有給休暇取得に向けての取り組みを行った。また、管理職等を通じた取得の推奨を行った。 ・職場によっては時間外削減が取り組めたところもあるが、コロナ対策事業等のため全体としては一人当たりの時間外は増加した。	・各職場における連続休暇の取得推進や声掛け等、取得しやすい環境に努めた。 ・各年度における国の事業等による業務が増加するところも見受けられるが職場毎の時間外の勤務数をとりまとめ増加している要因を調査する必要がある。	・有給休暇については、プラスワン休暇の取得に向けた声掛け等の取り組みを実施する。 ・業務の見直しにより本来必要とされる業務の精査を行うことにより、時間外削減に取り組む。	総務課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	2 政策・方針等決定過程への男女共同参画の推進	（1）審議会等への女性の登用の推進	12	女性委員登用の拡大	朝日町まちづくり条例に基づき、審議会等への女性の参画をめざします。また、女性が参画しやすい環境づくりに努めます。さらに、女性委員の登用率を年1回調査します。	・各課において朝日町まちづくり条例に基づき、女性の審議会等への参画がしやすい環境づくりに努めた結果、審議会等における女性委員登用率は19.6%であった。 ・審議会等への女性の登用率の調査を7月に実施した。 ※地方自治法（180条の5、202条の3）に基づく審議会等で調査を行う。 審議会等数 20 うち女性が在籍している審議会等数 12 総委員数 138名 うち女性委員数 27名	・朝日町男女共同参画推進委員会において、審議会・委員会などへの女性の参画・登用を各課に働きかけたが、昨年度より2.5ポイント減少した。令和8年度における審議会等への女性委員登用率を40%としているため、目標値と比較すると実績値は低いので、引き続き女性委員の登用に努める必要がある。	・引き続き朝日町まちづくり条例に基づき、審議会等への女性参画を朝日町男女共同参画推進委員会を通じて働き掛ける。 ・審議会等への女性参画ができるよう委員の選任方法の検討や、女性が参画しやすい環境づくりに努める。 ・継続して登用率の調査を実施し、女性委員の参画を促進する。	全課 ※教育課（A） ※産業建設課（C） ※生涯学習課（B） ※総務課（A） ※防災保全課（E） ※子育て健康課（A） ※広報・町史編さん課（D）

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	2 政策・方針等決定過程への男女共同参画の推進	(2) 町における管理職への女性の積極的登用	13	管理職への登用	平等取扱等の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	・令和4年度実施の採用試験においては、5名中4名の女性職員の採用を行った。新たな管理職の登用は行ってはいないが補佐級への昇格を行った。	C ・職員の年齢構成から管理職の登用は2名であるが、新規採用職員数においては女性採用率は80%となった。	・女性の管理職登用に向けて、様々な場面へ参画し経験を得るとともに、管理職としての人材育成を図るなど環境づくりに努める。また、新たに役職への昇格も行う。	総務課
			14	人材育成等の推進	性別に関わらず、個人の個性と能力を十分に発揮できる人材を育成・活用するため、朝日町人材育成基本方針に基づき研修内容の充実と参加促進に努めるとともに、幅広い分野の職務を経験できるような人員配置に努めます。	・朝日町人材育成基本方針に基づき段階別研修に職員を派遣し専門知識の習得に努めた。研修の参加人数は48名で、その内女性参加人数は20名だった。	B ・コロナ禍でもあったが、昨年と比べると専門研修にも女性を派遣することができた。	・研修内容の充実、新たな研修の開催、参加促進に努めるとともに、幅広い分野の職務を経験できるような人員配置に努める。	総務課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	3 雇用等における女性活躍の推進(女性活躍推進計画)	(1) 就労の場における男女共同参画の促進	15	労働環境の整備	労働局等の関係機関と連携して労働安全衛生等の労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進を啓発します。	・労働相談窓口、テレワーク相談窓口に係る啓発チラシを産業建設課の窓口に設置した。	B ・チラシ設置により一定の啓発効果があったと思われる。	・引き続き各種情報提供及び啓発を推進する。	産業建設課
			16	女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援	労働局等の関係機関と連携して女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。	・労働相談窓口周知、働き方改革推進、育休促進等に係る啓発チラシを産業建設課の窓口に設置した。 ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、職場における男女の均等な待遇に関する相談窓口の周知を行った。	C ・チラシ設置により一定の啓発効果があったと思われる。 ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、相談窓口の周知はできたが、事業所への直接的な啓発はできなかった。	・労働局等の関係機関と連携し、啓発に努める。	産業建設課(B) 広報・町史編さん課(c)
			17	多様な働き方の推進	県等の関係機関と連携して事業所へICT等の技術活用や、テレワーク等の多様な働き方ができるよう情報提供を行います。	・労働相談窓口、テレワーク相談窓口、DX促進、働き方改革推進等に係る啓発チラシを産業建設課の窓口に設置した。	B ・チラシ設置により一定の啓発効果があったと思われる。また、働き方改革推進にかかる相談に対応する三重働き方改革推進支援センターのポスターを掲示し、周知啓発を行った。	・引き続き各種情報提供及び啓発を推進する。	産業建設課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			18	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定の啓発	女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定が進むよう、労働局等の関係機関と連携して啓発を図ります。	・三重県が実施した女性活躍推進法に基づく計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業のチラシを広報・町史編さん課、産業建設課の窓口を設置し、一般事業主行動計画の周知啓発を行い、女性活躍推進の機運を高めることができた。	C	・引き続き各種情報提供及び啓発を推進する。 ・県が実施する策定支援のためのアドバイザー派遣事業をホームページ等にて周知する。	産業建設課(B) 広報・町史編さん課(C)
			19	女性活躍推進法における市町村推進計画の策定及び推進	男女共同参画基本計画に女性活躍推進法における市町村推進計画の内容を盛り込み、計画を推進します。	・令和3年度に「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に位置付け、令和4年度取り組み方向をホームページにて公表した。	A	・令和3年度に「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に位置付け、策定済み。 ・令和4年度事業評価及び令和5年度取り組み方向をホームページにて公表を行う。	広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	3 雇用等における女性活躍の推進(女性活躍推進計画)	(2) 女性の再就職・起業の支援	20	女性の再就職支援	ハローワーク等の関係機関と連携して結婚や出産、育児などの理由で離職した女性が再び働くことができるような支援に努めます。	・就職氷河期世代の就職支援、女性の就農支援を啓発するチラシを産業建設課の窓口を設置した。 ・「北勢地域若者サポートステーション」の出張相談窓口を毎月1回設置。「北勢地域若者サポートステーション」における相談件数は20件(出張相談件数分含む)であり、その内の1件は女性の就職につながった。 ・関係団体(アイリスあさひ)と協働で、主に女性を対象に「働く人のトータルマナー講座」を開催した。 ・県が主催する「女性の就職支援事業」を後援し、パンフレットを広報・町史編さん課、産業建設課の窓口へ設置した。	A	・引き続きハローワーク等の関係機関と連携し、支援に努める。	産業建設課(B) 広報・町史編さん課(A)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			21	女性の起業支援	起業を考えている女性に対して、朝明商工会等の関係機関と連携して、相談窓口の設置やセミナー開催（女性創業応援塾）による支援を行うほか、必要な情報提供を行います。	・朝明商工会主催により女性創業塾を開催し、5名の町民が参加した。	A ・地元スーパーにチラシを設置する等、女性の行動に合わせた周知を工夫することで過去最高の参加者数となった。	・引き続き朝明商工会と連携しながら事業を進める。	産業建設課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	3 雇用等における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）	(3) 職場におけるハラスメントの防止	22	多様なハラスメントの防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	・セクシュアル・ハラスメントに関するポスターの掲示や育児促進等のパンフレット・チラシを広報・町史編さん課、産業建設課、子育て健康課の窓口に設置した。また広報紙に相談先を掲載し、セクハラ防止を啓発した。 ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、各種ハラスメントの相談窓口の周知を行った。	A ・パンフレット・チラシの設置やポスターの掲示、広報紙への掲載によりセクハラ防止の啓発を行うことができた。 ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、各種ハラスメントの相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境の整備に努めた。	・引き続き認識を高める啓発を行うとともに、チラシの設置やポスターの掲示、広報紙への掲載などによる相談窓口の周知を行うなど啓発活動を行う。	産業建設課(B) 広報・町史編さん課(A) 子育て健康課(A)
			23	町における多様なハラスメントの防止対策の推進	町においては、ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するため、ハラスメント防止に関する研修会や、職員を対象にアンケート調査を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知を行います。	・ハラスメント研修会や年2回のアンケート調査を実施した。 研修では「ハラスメントを発生させないための予防と対応のポイント」をテーマとし、参加人数42名で、その内女性職員の参加は11名だった。 また、健康相談案内時における相談窓口の周知に努めた。 (年8回)	A ・ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するため研修会、アンケートを通じてハラスメント防止対策に取り組むことができた。また、管理職会を通じハラスメントと位置づけられる行動等の周知にも努めた。	・ハラスメント研修、アンケートの実施、相談窓口の周知等、引き続き安全衛生委員会を通じ働きやすい職場環境に取組む。	総務課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	4 地域活動・社会活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進と支援	24	地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進	<p>自治区活動、地域活動・社会活動団体、PTAや子ども会等に、性別に関わらず参画できるように意識啓発に努めるとともに、性別に捉われず責任ある立場を担う意識づくりを推進します。</p>	<p>・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、町民の意識高揚に努めた。</p> <p>・女性の人権に係る学習を小学校で3学年計7時間、性的マイノリティの人権に係る学習を小学校で3学年計6時間、中学校で1学年計8時間行った。</p> <p>・子ども会の事業については、9事業開催の予定であったがコロナウイルスの影響により3事業の開催となった、開催した事業の参加者の男女の比率については特に偏ってはなかった。</p>	<p>・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、町民の意識高揚に努めた。</p> <p>・自治区活動支援については誰もが参加しやすい活動となるよう男女共同参画の視点に立った助言を行った。</p> <p>・学習すべき課題がたくさんある中で、小中学校それぞれで十分な時間をかけて学習を行うことができた。</p> <p>・子ども会事業への参加者の男女の比率に偏りは少ない。ただし、昨年度はコロナウイルスの影響により事業自体の開催が少なかった。</p>	<p>・地域活動・社会活動団体に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、情報発信に努める。</p> <p>・自治会へ依頼する委員等の推薦については女性も参画してもらえよう意識啓発に努める。</p> <p>また、自治区活動においては自主的な活動となるが、依頼事項等があれば性別に捉われることのないよう意識啓発に努める。</p> <p>・児童生徒の発達段階に応じた、性による固定観念や性的役割等に係る学習を推進する。</p> <p>・子ども会事業について、事業数をコロナ前に戻し、引き続き男女ともに参加できるものを検討する。</p>	<p>広報・町史編さん課(C) 総務課(C) 教育課(B) 生涯学習課(C) 保険福祉課(-)</p>
			25	男女共同参画の実現をめざした町民活動への支援	<p>男女共同参画を推進する関係団体の活動を支援します。また、他の町民活動団体との交流を支援します。</p>	<p>・男女共同参画推進団体「アイリスあさひ」に補助金(200千円)を交付し、団体とともに様々な事業を実施した。</p> <p>(7/14) 働く人のトータルマナー講座</p> <p>(10/26) 男女共同参画講演会</p> <p>(10/28.29) 日本女性会議参加</p> <p>(11/9) 三重郡アイリス交流会</p> <p>(12/18) スイーツ作り</p> <p>(3/4) フレンテみえ事業参加</p>	<p>・男女共同参画活動団体への活動支援として、1団体200千円の補助金の交付決定を行った。</p> <p>・男女共同参画活動団体と協働で、様々な啓発事業を行い、機運の醸成を図った。</p> <p>・町内の町民活動団体との交流は支援できなかったが、日本女性会議や三重郡アイリス交流会にて、他市町の活動団体との交流の支援を行った。</p>	<p>・男女共同参画推進補助金を交付し、関係団体(アイリスあさひ)の活動を引き続き支援する。</p>	<p>広報・町史編さん課</p>



基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名	
			26	女性リーダーの育成に向けた町内外研修の実施	あらゆる分野で女性が活躍できるよう、団体が行う研修活動を支援するなど、人材の育成に努めます。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催される、働く場における女性リーダーの育成を目的とした講座の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進団体「アイリスあさひ」に補助金(200千円)を交付し、団体とともに様々な事業を実施した。(7/14)働く人のトータルマナー講座(10/26)男女共同参画講演会(10/28.29)日本女性会議参加(11/9)三重県アイリス交流会(12/18)スイーツ作り(3/4)フレンテみえ事業参加</li> <li>・フレンテみえの事業案内のパンフレット・チラシを広報・町史編さん課の窓口に設置した。また、関係団体(アイリスあさひ)には個別で、フレンテみえ等のセミナーの情報提供を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体(アイリスあさひ)の知識向上のため、研修活動(10/28.29日本女性会議、11/9三重県アイリス交流会、3/4フレンテみえ事業参加)の支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体(アイリスあさひ)については引き続き支援するとともに、情報提供に努める。</li> </ul>	広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	4 地域活動・社会活動における男女共同参画の推進	(2)多様な人々の視点による防災・減災活動の推進	27	地域防災体制への男女共同参画の推進	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点を反映させます。また、消防団及び自主防災組織への女性参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は防災関連計画等の修正はなかったが、防災訓練(11/20)や出前講座(2/8)を実施し、消防団及び自主防災組織への女性参画を促進した。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や防災訓練への女性参加が多く見受けられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関連計画等の修正に伴い、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っていく。また、防災講演会や消防団、自主防災組織への女性参画を促進する。</li> </ul>	防災保全課
			28	多様な人々の視点による防災・減災活動	避難所運営、被災者支援等において、女性をはじめ多様な人々の視点に配慮された防災・減災活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤朝日町地域奉仕団(女性参加多数)に向け、出前講座(2/8)を行い、防災・減災活動の推進に努めた。</li> <li>・11月に開催した避難所運営訓練や、2月に実施した朝日中学校2年生に向けた体験型授業(保健)で、パーティション付き段ボールベッドの作成を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や訓練を通じた啓発等で意識向上の効果があったと思われる。</li> <li>・パーティション付き段ボールベッドの作成を参加者、体験者自身で行うことで、女性をはじめ多様な人々の視点に配慮したプライバシーの確保について意識の向上に繋がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き出前講座や訓練等により啓発等を行う。</li> </ul>	防災保全課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
Ⅱ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	5 男女共同参画に関する理解の促進	(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実	29	広報紙、ホームページ等による周知・啓発	広報紙やホームページ等で男女共同参画及び人権に関する周知・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画強化週間（6月23日から6月29日）について、広報紙に掲載を行った。</li> <li>・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施した事業案内や事業報告を適宜広報紙やホームページにて行った。</li> <li>・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、男女の固定的な性別役割分担や無意識の偏見に関する周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画強化週間（6月23日から6月29日）に合わせ、広報紙に掲載し、周知を行った。</li> <li>・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施した事業案内や事業報告を適宜広報紙やホームページにて積極的に情報発信を行うことができた。</li> <li>・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、男女の固定的な性別役割分担や無意識の偏見に関する周知を行い、意識の変革を進めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化週間などに合わせ、計画的に広報紙やホームページにて掲載する。</li> <li>・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施する事業の案内や事業報告を広報紙やホームページにて周知する。</li> </ul>	広報・町史編さん課
			30	男女共同参画意識推進事業による啓発	男女共同参画を推進する関係団体との連携により、講演会、映画祭、親子料理教室等を開催し、男女共同参画についての啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進団体「アイリスあさひ」に補助金（200千円）を交付し、団体とともに町民参画の様々な事業を実施した。</li> <li>（7/14）働く人のトータルマナー講座</li> <li>（10/26）男女共同参画講演会</li> <li>（12/18）スイーツ作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進団体と協働で、様々な啓発事業を行い、男女共同参画社会の機運の醸成を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携映画祭や親子料理教室、講演会など4回の事業を実施する。</li> </ul>	広報・町史編さん課
			31	人権講演会の開催	男女共同参画の実現及び人権意識を高めるため、人権講演会などの機会を活用した町民への啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡人権擁護委員連絡会の研修を県と共催で行い、北勢地域人権啓発セミナーとして一般参加も可能なLGBTに関する研修を実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響のため、人権講演会は行っていないが、ケーブルTVにてLGBTに関する内容で計3回放送を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修は人権意識を深められる内容であり、人権擁護委員以外の参加者もあった。</li> <li>・ケーブルTVは性の多様性についての内容で、ジェンダー論についての内容にも触れているものであった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBT・性の多様性に関する人権講演会を行う予定である。</li> </ul>	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			32	男女共同参画意識調査の実施	男女共同参画に関する意識の浸透及び実情を把握・分析するため、町民の意識調査を実施します。	・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施する「講演会」及び「スイーツ作り」にて「男は仕事、女は家庭」という考え方についてアンケート調査を行い、町民の意識調査や現状把握に努めた。 いずれの事業でも、約60%の方が「同感しない・どちらかといえば同感しない」という結果であった。	A ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で実施した3事業のうち2事業でアンケート調査を行い、意識調査や現状把握に努めた。	・令和5年度は町民全体を対象としたアンケートの実施予定はないが、関係団体が実施する事業ごとのアンケート調査を行う。	広報・町史編さん課
II 男女共同参画に向けた意識改革の推進	6 男女共同参画に向けた教育の推進	(1) 学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	33	あさひ園、学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	園、学校、家庭及び地域における男女の相互協力や男女の対等な社会参画、多様な性的指向・性自認について理解促進を図るとともに、人権意識が高い思いやりのある園児、児童生徒を育成します。また、園児、児童生徒、一人ひとりがもつ個性や能力を発揮できる教育を推進します。	・園目標「豊かな心情を持ち、自ら考え、行動しようとする力を育てる」に向け、日々保育を行う中で、一人ひとりの子どもが生き生きと園生活を過ごし、自分の思いを伝えられるような環境づくりや保育者の丁寧なかかわりの中で、自分らしさが出せるような保育を実施した。 ・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成した。 ・中学校において、これまで男女別習であった保健体育の授業を段階的に男女共習に移行し、現在は、すべての学年で男女共習授業を実施した。	A ・子ども一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育・教育を大切にすることにより、お互いを認め合い自己発揮できる保育ができた。 ・計画通り、中学校区としての人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成することができ、人権教育の土台となる方針が構築できた。	・職員は、男女共同参画の視点をもって、保育・教育の体制づくりに努め、子ども一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育・教育を大切に、子どもの心の育成を図る。 ・中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を行い、児童生徒の人権意識の向上を図る。また、実践後に、計画及びカリキュラムの課題等を把握し、それぞれのブラッシュアップを図る。	あさひ園(A)教育課(B)
			34	男女共同参画の視点に立った進路指導	進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。	・中学校において、生徒が主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行った。	B ・中学校において、生徒が主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行った。また、キャリアパスポート等も活用しながら、将来を見据え、主体的な進路選択を行うことができるよう取組を進めた。	・中学校において、キャリア教育の中に進路指導を位置づけ、各学年において男女平等の視点での進路指導を促進する。また2年生において、職業体験学習を実施する。	教育課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			35	男女共同参画の視点に立った情報教育の推進	発達段階に応じた情報モラルやマナーに関する指導の充実を図ります。	・ネットモラル教室「スマホ・インターネットの安全で正しい使い方」を小学6年生・中学1年生を対象に実施した。	B ・自身が性被害にあわないように、SNS等で不要なやり取りや書き込みをしないこと、また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の児童生徒に有害なコンテンツに接することを防ぐためにフィルタリングをかけることの重要性を含めたネットモラル教室を実施し啓発を行った。	・小学校6年生及び中学校1年生を対象に、ネットモラル教室「スマホ・インターネットの安全で正しい使い方」を実施する。	教育課
			36	人権に関する教育	命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動を通して、人権教育を充実します。	・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成した。 ・中学校において、これまで男女別習であった保健体育の授業を段階的に男女共習に移行し、現在は、すべての学年で男女共習授業を実施した。	B ・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成した。	・中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を行い、児童生徒の人権意識の向上を図る。また、計画及びカリキュラムの内容について、課題等を把握し、それぞれのブラッシュアップを図る。	教育課
			37	教職員等を対象とした研修の充実	教職員及び保育士に対して、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修機会の提供と内容の充実に努めます。	・朝日町教職員研修会において講師を招き、女性の人権、性的マイノリティの人権に係る研修を行った。 ・CLM研修（チェックリストみえ）など園内研修を通して、子どもたちが園生活を安心して過ごせるような保育を実施した。	A ・朝日町教職員研修会において講師を招き、女性の人権、性的マイノリティの人権に係る研修を実施し、人権意識の高揚を図れた。 ・一人ひとりの子どもが生き生きと過ごし、自己発揮できるようCLM研修など園内研修を通して、職員の学びの共有と保育の質の向上に努めることができた。	・朝日町教職員研修会において、講師を招いた研修等を実施する。 ・家庭的な保育、障がい児保育など多様な保育サービスに必要な専門的な研修を通じて職員の資質向上を図る。	教育課(B) あさひ園(A)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
Ⅱ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	6 男女共同参画に向けた教育の推進	(2) 生涯を通じた学習機会の充実	38	生涯学習の推進	性別に関わらず、町民一人ひとりが生涯にわたり、あらゆる世代がライフステージに応じた学習プログラムに参加できるよう、特色ある講座、教室の開催及び町民主体による講座の企画・運営の促進に努めます。また、講演会等の開催により学習機会を提供する際には、開催日時への配慮や託児サービスを用意するなど、性別に関わらず誰もが参加しやすい条件となるよう開催します。	・朝日町公民館における生涯学習活動については、公民館教室を11教室（新規教室開催に向けた短期教室2教室含む）、サークルを21サークル開催した。 ・昨年度に引き続き子どもを対象とした夏休み教室を開催した。 ・表彰・副賞制度として、平成29年4月1日に「朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付要綱」を施行したが、令和4年度は25名交付対象者があった。 ・男女共同参画推進団体「アイリスあさひ」に補助金（200千円）を交付し、団体とともに様々な町民参画の事業を実施した。 (7/14) 働く人のトータルマナー講座 (10/26) 男女共同参画講演会 (12/18) スイーツ作り	B ・新規の教室を開講することができた多くの教室・サークルについては女性の参加者が多いのが現状である。男女ともに生き生きとした活動ができるよう内容を検討する必要がある。また、教室・サークル・講師の固定化が見られる。 ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で行った「スイーツ作り」においては、日曜日に開催し、男性保護者（主に父親）が参加しやすい環境づくりに努めた。	・公民館教室自体を活性化させるため新規教室を開講していき、長年開催している教室については内容を精査し徐々にサークル活動に移行していきたい。また、長期の教室よりも短期的な教室を開催していきことも検討していきたい。そのため、令和4年1月より導入した講師登録制度を引き続き活用していき。 ・関係団体（アイリスあさひ）と連携し、連携映画祭や親子料理教室、講演会など4回の事業を実施する。また、内容の充実や対象者に合わせた開催日時や託児の検討を行うなど参加しやすい環境づくりに努める。	生涯学習課(B) 広報・町史編さん課(B)
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	(1) DV・ハラスメント・児童虐待等の防止・啓発の推進	39	朝日町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定	「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の内容を盛り込み、計画を推進します。	・「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の内容を盛り込み、計画を推進した。	A ・「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の内容を盛り込み、相談体制の強化や関係機関との連携に努めた。	・引き続き「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」を推進する。	子育て健康課
			40	広報紙、パンフレット等による啓発	配偶者、パートナー、恋人からの暴力、ハラスメントを許さない社会づくりのため、広報紙、パンフレット等を通して町民、事業所へ啓発を行います。	・DVやハラスメントに関するポスターの掲示やチラシを広報・町史編さん課、子育て健康課の窓口に設置し、DVやハラスメント防止に努めた。また、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）、児童虐待防止推進月間（11月）にあわせてDVに関する相談窓口等を広報紙へ掲載し、啓発に努めた。	A ・ポスターの掲示やパンフレット・チラシを広報・町史編さん課、子育て健康課の窓口に設置し、さらに広報紙の掲載によりハラスメント防止の啓発を行うことができた。	・引き続きDVに関するチラシやパンフレット等の配布を行い、暴力の防止について啓発する。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止啓発月間」にあわせて町広報紙に相談窓口を掲載し、啓発する。	広報・町史編さん課(A) 子育て健康課(A) 産業建設課(-)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			41	関係機関との連携強化	被害者を早期発見や早期保護できるよう警察などの関係機関との連携を強化します。	・DV対策及び要保護児童地域対策協議会等を通し、北勢福祉事務所・北勢児童相談所・警察等の関係機関と定期的に会議を開催して対応を協議し、連携の強化を図った。 ※代表者会議（書面開催）1回 実務者会議4回	A ・DV対策及び要保護児童地域対策協議会等を通し、北勢福祉事務所・北勢児童相談所・警察等の関係機関と定期的に会議を開催して対応を協議し、連携の強化を図ることで、被害者の早期発見・早期対応ができた。	・引き続きDV対策及び要保護児童地域対策協議会等を通し、北勢福祉事務所・北勢児童相談所・警察等の関係機関と定期的に会議を開催して対応を図る。	子育て健康課
			36 (再掲)	人権に関する教育(再掲)	命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動を通して、人権教育を充実します。	・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成した。 ・中学校において、これまで男女別習であった保健体育の授業を段階的に男女共習に移行し、現在は、すべての学年で男女共習授業を実施した。	B ・小中学校の9年間で途切れがなく、発達段階に応じた人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成した。	・中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを活用した実践を行い、児童生徒の人権意識の向上を図る。また、計画及びカリキュラムの内容について。課題等を把握し、それぞれのブラッシュアップを図る。	教育課
			42	児童虐待の未然防止の推進	児童虐待の早期発見、早期対応のため、学校や地域、関係機関と連携を強化するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、訪問援助や相談体制の充実を図ります。	・幼保園や小中学校、北勢児童相談所、警察、民生委員等関係機関と定期的に会議を開催して対応を協議し、連携の強化を行い支援体制を整えた。また必要時には、随時ケース会議を開催し、早期対応に努めた。	A ・幼保園や小中学校、北勢児童相談所、警察、民生委員等関係機関と定期的に会議を開催して対応を協議し、連携の強化を行い支援体制を整えることができた。また、必要時には、随時ケース会議を開催し、早期対応ができた。	・引き続き幼保園や小中学校、北勢児童相談所、警察、民生委員等関係機関と定期的に会議を開催して対応を協議し、連携の強化を行い支援体制を整えます。また必要時には、随時ケース会議を開催し、早期対応に努める。	子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	(2) 安心して相談できる体制の整備	43	相談窓口の周知	被害者が早期に相談できるよう広報紙やホームページ等を活用して、相談・支援先の周知・啓発に努めます。	・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、DVに関する相談窓口の周知を行った。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）、児童虐待防止推進月間（11月）にあわせて広報紙へ相談窓口を掲載し、相談窓口の周知・啓発に努めた。 ・パンフレット・チラシを広報・町史編さん課、子育て健康課の窓口に設置し、相談窓口の周知を行った。	・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、DVに関する相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境の整備に努めた。 ・広報紙、パンフレット・チラシにより、相談窓口の周知を行うことができ、早期に相談できる体制を整えた。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）、児童虐待防止推進月間（11月）について広報紙への掲載や、チラシ・パンフレットの設置、ポスター掲示等で相談・支援先の周知・啓発を行う。	広報・町史編さん課(A) 子育て健康課(A)
			44	相談体制の充実	DV防止法により被害者に対して各種の保護を行う中心的な役割を担うとされている配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所等の関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、随時協議を行って相談支援の充実を図った。	・DV保護法により被害者に対して各種の保護等を行う中心的な役割を担う配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、随時協議を行うことで相談支援の充実を図ることができた。	・引き続き配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、随時協議を行って相談支援の充実・強化を図る。	広報・町史編さん課(A) 子育て健康課(A)
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	(3) 被害者等の支援体制の充実	45	被害者等の支援に向けた関係機関との連携	被害者等の抱えるさまざまな問題に対し、切れ目のない支援を行うため、朝日町犯罪被害者等支援条例などに基づき関係機関と連携を密にし、支援体制の整備に取り組みます。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、支援体制の整備を行った。 ・県主催の研修会等に参加するなどして関係機関との連携強化を図るとともに、担当者の支援能力の向上に努めた。 ※令和4年度支援実績0件	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、支援体制の整備を行うことで、被害者等の抱える様々な問題に対し、切れ目のない支援を行った。 ・令和4年度の支援件数は0件であったが、担当者が県主催の担当者会議、ブロック別勉強会、研修会（年2回）に参加し、関係機関との情報共有及び支援能力の向上を行うことができた。	・引き続き配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所（女性相談員）、警察等の関係機関と連携を図り、支援体制の整備を行う。	子育て健康課(A) 総務課(A)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	8 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進	46	疾病予防や重症化対策の推進	疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励します。また、各種健康診査やがん検診の結果に応じた保健指導の実施や適切な受療の勧奨等に取り組めます。	・疾病予防や生活習慣病重症化予防に関するチラシやポスター、町広報紙を活用して、知識の普及・啓発を行った。 ・チラシや町広報紙等を活用し、各種健康診査やがん検診の受診奨励を行った。 ・検診の結果、要精密検査の判定だった方に対して、受診勧奨を行った。	B ・疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励しましたが、コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり、受診率が伸び悩んだ。	・疾病予防や生活習慣病重症化予防に関するチラシやポスター、町広報紙を活用して、知識の普及・啓発を行う。 ・チラシや町広報紙等を活用し、各種健康診査やがん検診の受診奨励を行う。 ・検診の結果、要精密検査の判定だった方に対して、受診勧奨を行う。	子育て健康課
			47	スポーツの振興・普及	町民の健康増進のために、町民の誰もが運動・スポーツに触れ、親しむ機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画する気運醸成に努めます。	・体育協会事業としては11事業計画したが2事業が天候等により開催できなかった。 ・総合型地域スポーツクラブ事業を支援した。 ・町民の体力向上や現状を明らかにするため、体力・運動能力調査を実施し、20歳から79歳までの方で男性36名、女性29名、計65名の参加があった。	C ・体育協会が開催する、ほぼすべての事業が性別関係なく参加することができるが昨年の女性比率は約30%であった。女性参加者を増やすためPRしていく必要がある。	・スポーツの振興・普及のため引き続きスポーツ団体・総合型地域スポーツクラブの支援を行うとともに女性の参加を呼びかける。	生涯学習課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	8 生涯を通じた健康支援	(2) 性と生殖に関する健康支援の充実	48	母子保健対策の充実	安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図ります。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。	・関係機関・関係職種と連携を取りながら、母子の健康づくりに関する支援を行う。 ・妊娠から出産、子育てに関して、途切れのない支援を目指して関係機関との連携の強化を図る。 ※妊婦健診：87名（延べ1,109名） 産婦健診：94名（延べ142名） 赤ちゃん訪問：97名 乳幼児健診：新生児聴覚スクリーニング検査58名、1か月児健診88名、4か月児健診150名、10か月児健診86名、1歳半健診109名、2歳児歯科検診102名、3歳半健診117名	A ・安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図った。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図り、途切れの無い支援に努めた。	・関係機関・関係職種と連携を取りながら、母子の健康づくりに関する支援を行う。 ・妊娠から出産、子育てに関して、途切れのない支援を目指し、出産・子育て応援交付金を活用するなど関係機関との連携の強化を図る。	子育て健康課



基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名	
			49	不育治療費の補助	不育治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不育治療に対する助成制度はあるが、申請者はいなかった。</li> <li>不育症に関する知識の普及、申請窓口等の情報提供を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は不育治療費の補助申請者はいなかったが、継続して、制度の周知が図れた。</li> </ul>	不育健康課	
			50	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供やホームページへの掲載等による情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、フレンテみえや県より情報収集を行った。</li> <li>フレンテみえのチラシを広報・町史編さん課の窓口に設置した。</li> </ul>	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、フレンテみえや県より情報収集を行ったが、学習機会の提供はできなかった。</li> <li>フレンテみえが開催する事業のチラシを広報・町史編さん課の窓口に設置し、情報提供を行った。</li> </ul>	広報・町史編さん課	
			51	性感染症対策や性教育の推進	性感染症や望まない妊娠を予防するために児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4年生の保健の授業において、「大きくなる私たち」（「思春期にともなう体の変化」「体の内面に起こる変化（月経・射精等）」「心の変化」「初経・精通」）についての授業を行いました。さらに、中学校3年生の保健体育において、「性感染症」と「AIDS予防」に係る授業を行いました。また、相談体制を充実させるため、心の教室相談員を配置した。</li> <li>子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及及び接種勧奨を行った。</li> <li>望まない妊娠をした場合の相談窓口について、チラシを子育て健康課の窓口に設置し周知した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校において、発達段階に応じた性教育を行うことができた。</li> <li>子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及及び接種勧奨や、望まない妊娠をした場合の相談窓口の周知を行い、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性感染症や望まない妊娠を予防するために、児童生徒の発達段階に応じた性教育を推進する。</li> <li>子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及及び接種勧奨を行う。</li> <li>望まない妊娠をした場合の相談窓口について、チラシの配布により周知する。</li> </ul>	教育課(B) 子育て健康課(A)

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	9 複合的に困難を抱える人への支援	(1) 自立のための支援	52	高齢者に対する支援	高齢者の生きがいをづくりを支援するため、地域社会と交流できる場、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。	・一般介護予防事業として従前より地域交流の場を設定しており、いままで男性が少なく交流の場に参加しづらいと感じていた男性向けの料理教室(4回)を開催するなど、新たな取組を実施した。	A ・男性向け運動教室・料理教室とも参加者には好評で、料理教室の参加者の中には家庭で料理をするようになった方もいた。	・引き続き男性向け運動教室・料理教室を継続・強化しつつ、性別を問わない事業についても継続実施していく。(新たに男性向けスロージョギング教室を新設)	保険福祉課
			53	特別な支援を必要とする子どもたちに対する支援	特別な支援を必要とする子どもたちを対象として、理学療法士・作業療法士・臨床心理士による巡回やその家庭に対する保健指導・相談支援の充実を図ります。	・特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、気になる子どもも増えつつあり、相談数も増加している。子どもの特性や課題、困り感の内容によって、各専門職へ繋いだ。指導・相談支援を行い、各関係機関と情報共有しながら、途切れない支援を行った。 ※すくすく相談(言語相談)66回開催、延べ300名のびのび相談(発達相談)22回開催、延べ44名 作業療育:9回開催、延べ45名	B ・各専門職へ繋げることで、早期支援に繋がった。併せて、発達障がい支援システムアドバイザーが、即時に相談対応したため、家庭は、安心・不安軽減され、子どもの早期支援に繋がっていると考えられる。	・引き続き各専門職とともに発達障がい支援システムアドバイザーは、今後も特別な支援を必要とする子どもや気になる子、保護者の相談等の窓口となり、各関係機関と連携を図りながら、途切れない支援体制を構築する。	子育て健康課
			54	障がいのある方に対する支援	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス体制の確保、相談支援体制、権利擁護事業の充実を図ります。また、障がい者の自立を促進するため、特別支援学校、就労を相談・支援する関係機関と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。	・相談支援体制の充実のため、「指定特定相談支援等体制強化補助金」を16件(43人分)交付した。また、特別支援学校での進路懇談会は対面形式とWeb形式で行われ、学校と連携して6人の就労支援を実施した。	B ・令和4年度から補助事業が始まったが、相談支援専門員の増加などの効果はまだ出ていない。 ・特別支援学校への就労支援については、学校と連携して取り組んでいる。	・引き続き四日市障害福祉圏にて相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所向けに補助金の交付を行い、相談支援体制の充実が図られているのか確認する。また、引き続き特別支援学校の進路懇談会へ参加し、卒業後の就労に向けてサポートを行う。	保険福祉課
			55	生活困窮者に対する支援	相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。	・複数名の生活困窮者からの相談に対し、関係機関と連携し、生活保護(6件)、食糧支援(17件)、福祉貸付制度(6件)等の支援を実施した。また、引き続き支援が必要な生活困窮者については、関係機関と情報共有を図り、支援方法を検討した。	B ・相談者には男女関係なく、相談者の意向に沿った相談対応を実施している。	・引き続き相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるように生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図り、支援を実施する。	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度 事業実績	②令和4年度 男女共同参画の視点からの評価とその理由	③令和5年度の取り組み方向	課名
			56	ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の保護者と子どもが安心して暮らしていけるよう、経済的な負担を軽減するため医療費の助成を継続して行います。また、さまざまなニーズに対応するため、関係機関と連携を図り情報提供、相談支援の充実を図ります。	・経済的な負担軽減のため、医療費助成を実施するとともに、各種制度に関する情報提供、取得の啓発を実施した。 ※福祉医療費（ひとり親家庭等） 件数：1,951件 実績額：5,098千円	B ・ひとり親家庭が利用できるサービスの情報提供を行う事であらゆる負担軽減となると考えられる。	・各関係機関と連携をとりながら、制度に関する情報提供、取得の啓発を行う。	子育て健康課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	9 複合的に困難を抱える人への支援	(2) 多様な主体が能力を発揮できる環境の整備	57	ダイバーシティ社会の推進	性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成を図ります。	・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、性の多様性に関する周知を行った。 ・ケーブルTVにてLGBTに関する番組を作成し、計3回放送を行った。 ・令和4年度においては三泗地区において「日本語学習支援体制づくり連絡協議会」が開催され、連携する場を設けられた。	B ・かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画の概要版を全世帯へ配布し、性の多様性について理解を深めることができた。 ・LGBTに関する番組の中で当町の実施した「男女共同参画に関する町民アンケート結果」やジェンダー・ギャップ指数などの数値を用いて現状の解説を行い、ダイバーシティ社会に向けての認識を高められた。 ・三泗地区において、日本語学習支援に係る意見交換する場は設けられたが、町とし独自の事業などを行うことはできなかった。	・関係団体（アイリスあさひ）と連携し、多様性についての講座の検討や啓発活動を行う。 ・日本語学習支援について、引き続き他市町と情報連携をし、町として取り組みができるよう検討する。	広報・町史編さん課(B) 保険福祉課(A) 生涯学習課(C)
			58	パートナーシップ制度の導入	LGBTなど性的マイノリティの人たちのパートナー関係を尊重するためにパートナーシップ制度の導入を検討します。	・令和3年9月に三重県パートナーシップ条例が施行されたため町としては周知啓発を行うほか、県内市町との連携会議に参加した。また、人権擁護委員向けに制度についての研修会を行った。 ・三重県の制度についてパンフレット・チラシを広報・町史編さん課、保険福祉課の窓口に設置した。	A ・パートナーシップ制度に関する状況については県内市町と連携会議を継続実施しており、当町でも宣誓者が利用できるサービスがある。 ・三重県の制度についてパンフレット・チラシを広報・町史編さん課、保険福祉課窓口に設置し、情報提供や制度の周知啓発ができた。	・パートナーシップ制度について、引き続き県内市町との連携及び制度の周知の継続を行う。	保険福祉課(A) 広報・町史編さん課(A)